

社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会 役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会の役員及び評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事及び監事の報酬等の総額)

第3条 理事に対して、各年度の総額が9,000,000円を超えない範囲で、報酬等を支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席についての報酬算定方法)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び必要に応じて評議員会に出席したとき、並びに、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常勤の役員については、理事会及び評議員会に出席したことをもって、前項に定める報酬は支払わない。

(理事及び評議員の報酬並びに賞与についての算定方法)

第5条 常勤である理事長が、法人及び事業所の運営のために、その業務にあたる場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 非常勤である理事長が、前条第1項に定める業務以外で法人及び事業所の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長以外の非常勤の理事が、前条第1項に定める業務以外で法人及び事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員が、前条第1項に定める業務以外で法人及び事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

5 常勤の役員に対しては、別表2により賞与を支払うことができる。

(監事の報酬についての算定方法)

第6条 監事が、法人及び事業所の運営状況について、調査又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 賞与 毎年7月15日及び12月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当

たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、第4条ないし前条に掲げる業務に当たった都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の額の日割計算)

第8条 常勤役員としての在職期間が、月の一部である場合は、当該月の在職日数に基づく割合で支給する。なお、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(法人職員兼務役員の報酬等)

第9条 法人の職員を兼務し職員給与(社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会職員給与規則第3条に定める職員の給与をいう。)を得ている役員には、役員としての報酬等を支給しない。

(改正)

第10条 本規則を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(附則) この規則は、平成19年1月30日より適用する。

(附則) この規則は、平成19年4月1日より適用する。

(附則) この規則は、平成22年4月1日より適用する。

(附則) この規則は、平成27年5月27日より適用する。

(附則) この規則は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	1 回につき 10,000 円
評議員会出席報酬	1 回につき 10,000 円

別表 2

名 称	報酬額 及び 賞与額
常勤理事長業務報酬	月 額 580,000 円
非常勤理事長業務報酬	1 日につき 22,500 円
理事長以外の非常勤理事及び評議員業務報酬	1 日につき 15,000 円
監事調査監査報酬	1 日につき 15,000 円
常勤役員賞与	常勤役員報酬月額に社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会職員給与規則第 5 章の規定に基づく賞与算定基準としての職員賞与支給月数の 75%の月数を乗じて得た額以内の額